

北海道告示第 10510 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 10 月 23 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 6 月 23 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

滝川東町複合店

滝川市東町 2 丁目 44 番 8 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717 番地 1	
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	
兼松コミュニケーションズ株式会社	代表取締役 長谷川 久也	東京都新宿区西新宿 8-5-1	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717 番地 1	
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	ア
兼松コミュニケーションズ株式会社	代表取締役 菊地 孝	東京都渋谷区代々木 3 丁目 22 番 7 号	イ ウ

(4) 変更の年月日

上記 1 (3) ア 平成 26 年 4 月 28 日

上記 1 (3) イ 平成 25 年 6 月 21 日 (代表者)

上記 1 (3) ウ 平成 25 年 5 月 7 日 (住所)

(5) 変更する理由

上記1 (3) ア 代表者変更のため

上記1 (3) イ 代表者変更のため

上記1 (3) ウ 本店移転のため

2 届出年月日

平成29年6月14日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年6月23日(金)から同年10月23日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで